

## 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査

介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針 2007」（平成19年6月19日閣議決定）により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるために、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされました。

### 実施方針

#### 1 対象事業所

営利法人の運営する全ての介護サービス事業所を対象として実施します。また、ここでいう営利法人とは、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社及び合同会社が対象となります。

#### 2 目的

各介護サービス事業所における「人員、設備及び運営基準」の遵守状況について点検することにより、不正事案を防止し、介護事業の適切な運営の確保を図ることを目的とします。

#### 3 根拠規定・位置づけ

各介護サービス事業所における「人員、設備及び運営基準」の遵守状況の確認を行う観点から、介護保険法第5章の各規定を適用して介護サービス事業所に対して報告書類の提出を求める等して実施します。

### 監査実施方法

昨年度と同様に、事業者の負担軽減や当該指導監査を効果的に行う観点から実地指導と併せて実施します。当該指導監査に必要となる「自己点検シート」は市のHPに掲載しています（営利法人運営の事業所用 指導・監査様式）。

また、営利法人ではない事業所につきましても、人員・設備・運営基準に適合しているか確認するためにご活用ください。